

東京都のディーゼル車規制は平成18年4月から 規制の基準値が変わります！！



← 既に装置を装着済みで、ステッカーに「H17」と記載されている車は、新しい基準値に対応しています。

■ディーゼル車規制の内容は？

条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は、東京都内（伊豆諸島、小笠原諸島など、島部は除く。）の走行を禁止します。

■規制の基準値はいつから変わるの？

平成18年4月1日からです。

（ディーゼル車排出ガス規制は平成15年10月から実施しています）。

■どういう車が規制の対象なの？

『ディーゼル車』です。

- ※ ディーゼル乗用車は規制の対象外です。
- ※ 都内を走行する車が対象になります（登録地は問いません）。
- ※ ただし、新車登録から7年間は規制が猶予されます。

ナンバープレートの分類番号	規制対象車	例示	備考
1- 4- 6-	貨物自動車	トラック（キャブオーバーなど） バン	◎自家用、事業用の種別を問いません。 ◎小型、普通自動車の種別を問いません。
2- (一部5-、7-)	乗合自動車 (乗車定員11人以上)	バス マイクロバス	
8-	特種用途自動車	冷蔵冷凍車 コンクリート・ミキサー車	◎乗用車タイプをベースにしたものは規制の対象外

■規制の対象になる車は、どうすればいいの？

- (1) CNG（圧縮天然ガス）車、LPG（液化石油ガス）車、ガソリン車、国の排出ガス最新規制適合のディーゼル車など、より低公害な車に買い替えてください。
- (2) 現在、使用している車を続けて使用する場合は、知事が指定した粒子状物質減少装置（酸化触媒等）を装着する必要があります。

【お問い合わせ先】

ディーゼル車規制総合相談窓口（東京都環境局自動車公害対策部規制課）

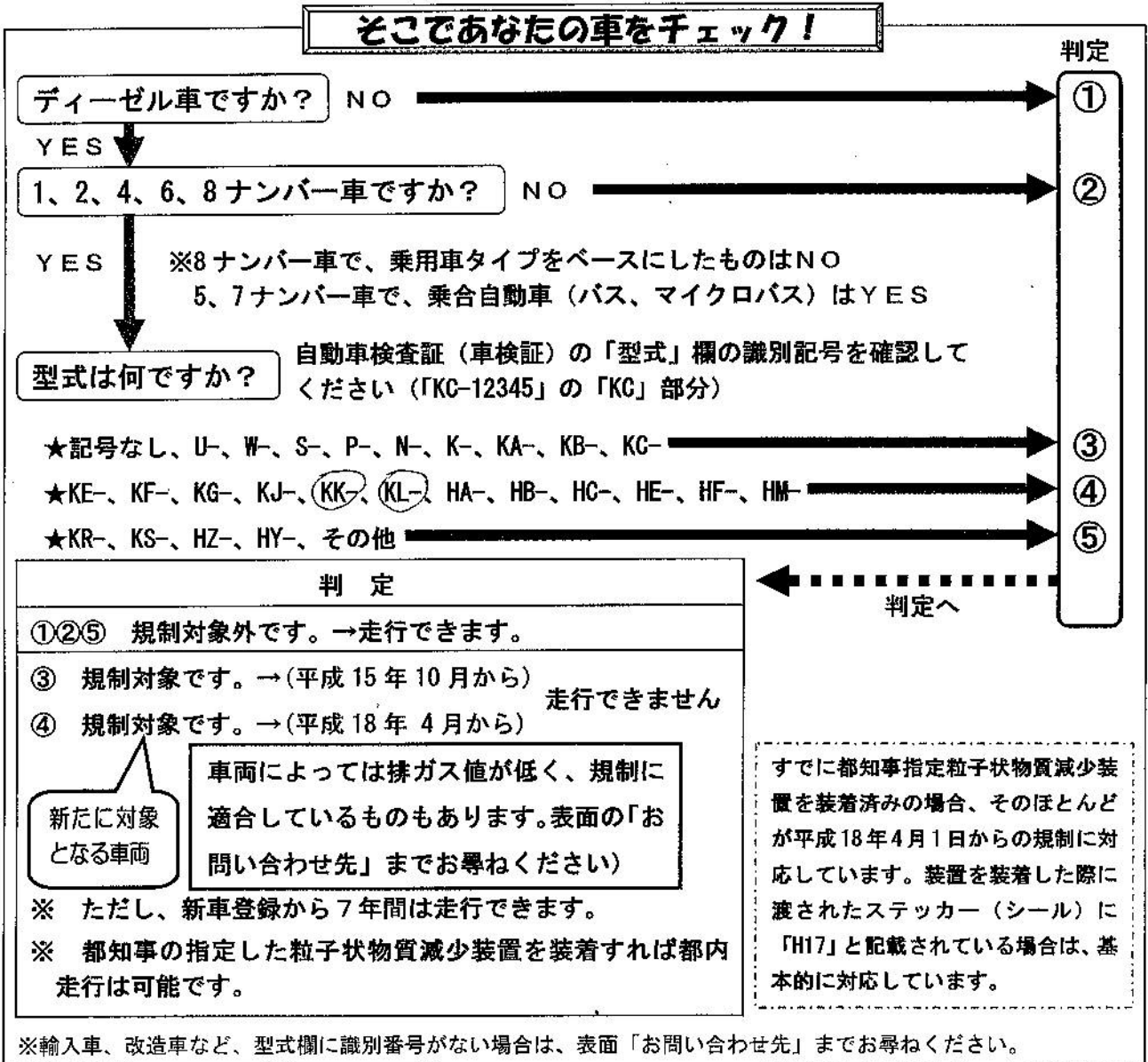
TEL 03-5388-3528 FAX 03-5388-1382

e-mail S0000630@section.metro.tokyo.jp

東京都環境局ホームページ

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp>

そこであなたの車をチェック!



- ◎ ディーゼル車規制は、東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県でも実施していますので、詳しくは各県にお問い合わせください。
- ◎ 自動車の排出ガスに関する規制は、一都三県の条例のほか、国の「自動車NOx・PM法(略称)」による規制があります。詳しくはお近くの陸運支局、検査登録事務所(車検場)にお問い合わせください。

(参考)東京都条例と国の「自動車NOx・PM法」の比較

	東京都条例	自動車NOx・PM法
排出規制物質	PM(粒子状物質)	NOx(窒素酸化物)、PM
規制の内容	走行規制(排出基準を満たさない車両は都内走行できない。)	車検制度による規制(排出基準を満たさない車両は、国の定めた対策地域内では新規登録・車検継続できない。)
対象自動車	ディーゼル車の貨物・乗合・特種用途自動車(乗用車ベースの特種用途自動車を除く。)	貨物・乗合・特種用途自動車(燃料の種類は問わない。) ディーゼル乗用車

(注) 都条例と法の取扱いは異なります。法の排出基準は満たしていても、都条例の排出基準を満たしていない車両については、都内走行するためには、都知事指定粒子状物質減少装置の装着が必要となります。

※1 【 確認の方法 】

規制対象の型式（平成18年4月以降に規制対象となったもの）であっても、車両によっては排ガス値が低くPM減少装置が不要であるケースが存在します。このケースについてのPM減少装置の装着の必要性は、以下の①～③のいずれかの方法により確認することが出来ます（確認車両の車検証のコピーが必要です。）。

① 自動車メーカー又は販売会社への問い合わせ 以下はメーカーの問合せ窓口です。

いすゞ自動車（株）	お客様相談センター	0120-119-113
スズキ（株）	お客様相談室	0120-40-2253
ダイハツ工業（株）	お客様相談室	0070-800-874040
トヨタ自動車（株）	お客様相談センター	0800-700-7700
日産自動車（株）	お客様相談室	0120-315-232
日産ディーゼル工業（株）	お客様相談室	0120-67-2301
日野自動車（株）	お客様相談窓口	0120-106-558
富士重工業（株）	お客様センター	0120-052-215
本田技研工業（株）	お客様相談センター	0120-112-010
マツダ（株）	コールセンター	0120-386-919
三菱自動車工業（株）	お客様相談センター	0120-324-860
三菱ふそうトラック・バス（株）	お客様相談センター	0120-324-230

② 自動車公害対策部への問合せ 自動車公害対策部に電話又は来訪により問い合わせることが出来ます。（電話での問い合わせの場合は、車検証をFAXする必要があります。）。

問合せ先 : 東京都 環境局 自動車公害対策部 ディーゼル車規制総合相談窓口
都庁第二庁舎 16階 電話 03-5388-3528 FAX03-5388-1382

③ インターネットによる判別 東京都環境局の公式ホームページ上の「ディーゼル車規制検索システム」により装着の必要性を判別できます（一部、判別出来ない車両がありますので、その際は上記①又は②にお問い合わせください。）。

URL : [東京都環境局](#) [ディーゼル車規制検索システム](#) でネット検索して下さい。

※2 【対応について】

排ガス規制値をクリアーしていない車両は、PM減少装置の装着がなければ都内を走行することが出来ません（ただし、新車登録から7年間は猶予されています）。産業廃棄物収集運搬業の許可申請にあつては、PM減少装置の装着が必要である車両について次のいずれかの対応をしてください。

- イ 装置を装着し装着証明書を提出する（提出予定日を明記してください）。
- ロ 産廃の登録車両から除外する（申請書の副本を既に受け取っている場合は、車両一覧表の該当車両に取り消し線を引いて除外しておいてください）。